

学会参加に伴う授業の取扱いについて

次の「1.学会参加条件①～④」のいずれかに該当し、「2.所定の手続き」をした学生は、学会参加に伴う授業の欠席を出席の扱いとします。

1. 学会参加条件

- ① 当該科目の授業として参加する場合。
- ② 発表者、または共同発表者である場合。
- ③ 全国規模の学会から大学に対して正式な依頼文書がある場合。
- ④ クリニカル・クラークシップB期間中で、引率する講座及び本人の希望がある場合（1クールにつき病院見学と学会参加回数は合計2回まで）。

学会参加条件①に該当しない場合の追加条件

- ・ 欠席可能日は移動日を含めて2日間までとする。
- ・ 欠席する当該科目の科目責任者・実習診療科教授の許可を得ること。
（許可が得られない場合は不可）
- ・ 欠席する当該科目の科目・実習診療科は補習課題を課すことができる。

2. 所定の手続き

- ・ 学会参加条件①～④のいずれかに該当するか確認する。
- ・ 欠席する当該科目及び引率する科目の科目責任者・実習診療科教授の許可を得る。
- ・ 学会参加日の 1か月前までに教務課に申請書(※)を提出する。
- ・ 学会参加後、 1週間以内に教務課に報告書を提出する。

※申請書は学会参加条件によって異なります。

※申請書、報告書の様式は教務課窓口で受け取り、または Web 掲示板の「医学部生各種届出ポータル」「教務関係の届出書類」からダウンロードしてください。